

高砂町稻荷神社の会 規約

高砂町稲荷神社の会 規約

(目 的)

第1条 本会は、町内の金砂稲荷神社の環境の整備・その他施設の維持管理等を通じて会員相互の福祉増進と地区の発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生に関すること。
- (2) 施設の運営・維持に関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要なこと。

(名 称)

第2条 本会は、高砂町稲荷神社の会 と称する。

(事務所)

第3条 本会の所在地および事務所は高砂町自治会長宅に置く。

(会 員)

第4条 本会の会員は、高砂町自治会会員並びに賛助会員を原則とする。
会員の入退会は自由とする。

(役員の種類)

第5条 本会の役員は高砂町自治会役員が兼務する。

(役員職務)

- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 3. 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
 5. 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計資産の状況を監査すること。
 - (2) 会計及び資産の状況について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
 - (3) 前号の報告をするために必要があると認めときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

- 第7条 役員任期は自治会役員任期に準じる。
2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会の種別)

第8条 本会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第9条 総会は会員をもって構成する。

(総会の権能)

第10条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第11条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認める時。

(2) 全会員の3分の1以上の請求があったとき。

(3) 第7条第5項の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第12条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第(2)号及び(3)号規定による請求のあったときは、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項を及びその内容並びに日時場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第13条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第14条 総会は会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第15条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第16条 会員は総会において各々1個の議決権を有する。

(総会の書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる

(総会の議事録)

第18条 総会の議事録については、議事録を作成し、議事録には議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

(資産の構成)

第19条 本会の資産は、各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 賽銭・奉納金

(3) その他の収入

(資産の管理)

第20条 本会の資産は会長が管理し、その方法は組長会の議決によりこれを決する。

(資産の処分)

第21条 本会の資産で第19条第(1)号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第22条 本会の経費は、資産・自治会の補助金を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第23条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規程にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入、支出をすることができる。

(事業報告・決算)

第24条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書等を、総会資料として作成し、監事に監査を受け毎会計年度終了後、3ヶ月以内に総会で承認を受けなければならない。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(規約の変更)

第26条 この規約は、総会において全会員の2分の1以上の議決を得なければならない。

(解 散)

第27条 本会は、地方自治法260条の2第15項において準用する民法第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第28条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備付帳簿及び書類)

第29条 本会の事務所には、規約・会員名簿・許可・及び登記などに関する役員会及び組長会の議事録・収支に関する帳簿・財産目録等資産の書類・その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委 任)

第30条 この規約の施行に関し、必要な事項は総会の議決を経て会長に委任をする。

附則

1. この規約は平成28年4月1日から施行する。